

「広島広域都市圏ポイント」対象*

広島市消費生活サポーター養成講座

受講無料

実施期間：2月7日(月)～18日(金)

消費者問題に関する基礎知識や見守り活動について学ぶための講座です。

対象者

市内に在住または通勤・通学の18歳以上の人で、講座終了後、消費生活センターと連携して地域や職場などで見守り活動や消費者啓発にご協力いただける人

募集人数

30人(応募多数の場合は抽選)

受講方法

オンライン講座(市公式YouTubeから視聴)

申込方法

広島市ホームページから令和4年2月4日(金)(必着)(詳細は裏面)

◆広島市消費生活サポーターとは…?

お住まいの地域や、所属する団体や職場で、消費生活に関する情報を伝えたり、被害を発見した時はセンターの相談窓口を案内するなど、消費者とセンターをつなぐボランティア活動をしていただくサポーターです。

<選択できる活動メニュー>

メニュー① 伝える<基本の活動>

⇒センターから提供する情報を、家族や地域に知らせる

メニュー② 学ぶ

⇒センターが案内する研修会・講座等へ出席し、知識を深める

メニュー③ 参加する

⇒センター主催事業へ参加する(消費者月間事業への協力など)

メニュー④ 活動する

⇒地域や職場などで消費者啓発の講座を企画する、簡単な消費生活に関する相談に対応する(消費生活センターへ相談をつなげる)、高齢者などへの見守り活動をする など

消費者被害のない、安全・安心に暮らせる地域を目指して!

※「広島広域都市圏ポイント」とは

広島広域都市圏ポイントアプリまたはお持ちのICカードを利用して、ボランティア活動などの様々なイベントに参加した場合にポイントを貯めることができ、その貯めたポイントを使って買物や商品交換などが出来るサービスです。詳細は、広島広域都市圏ポイント運営事務局までお問い合わせください。(電話 0570-783-671 (平日 10:00~17:00))

ポイントの付与をご希望の方には、講座の受講完了を確認のうえ、後日付与します。

講座の詳細は裏面をご覧ください ⇒



	時間	内容
1	1時間 15分	「知っ得！契約の基礎知識」 ・第1部 契約とはなにか ・第2部 契約と法律 ～事例問題と共に～ ・第3部 消費者保護 ～法律による私的自治の修正～ 講師：弁護士 吉田 修一郎 氏
2	30分間	「地域の見守りで消費者被害を防ごう！」 講師：消費生活専門相談員 土井 敬子 氏



【申込締切日】
令和4年2月4日（金）（必着）

申込方法

広島市ホームページのトップページから「消費生活サポーター養成講座」で検索し、申込画面を選択してください。

- ①氏名（ふりがな）、②郵便番号・住所、③電話番号、④メールアドレス、⑤年齢、⑥応募動機、⑦広島広域都市圏ポイントアプリのユーザーID（ある場合）を入力して、応募してください。

- ◆受講者の決定：受講の可否については、令和4年2月5日（土）に通知する予定です。
- ◆申込でお寄せいただいた個人情報は、本講座の連絡以外には使用いたしません。

◆サポーターへの支援

- 消費生活に関する最新の情報を定期的に提供します。
 ※広島市の事例に基づく消費者トラブル事例や国民生活センターからの情報など
 ※当センターが提供する情報は、原則Eメールと市ホームページからになります。（Eメールを使用されていない方へは郵送によるお知らせとなります。）
- 消費生活に関する情報を広める啓発活動のツールを提供します。
 ※講師の無料派遣「消費生活出前講座」、配布用「パンフレット」の提供、当センター「研修室」の無料貸出など
- サポーター活動中に万が一事故があった場合は、原則として、市が運営する「広島市市民活動保険制度」の対象となります。（無報酬の活動である等の要件があり、審査結果によっては制度が適用されない場合があります。）

◆申込・問い合わせ先
広島市消費生活センター
 〒730-0011
 広島市中区基町 6-27
 アクア広島センター街 8階
 TEL 082-225-3329 FAX 082-221-6282

